

平成 28 年度からの継続分  
調査を中止した事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 用水路の蓋の振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

## (1) 用水路の蓋の振動

### 【苦情申立ての趣旨】

自宅の前は県道で、自宅のすぐ近くには〇〇バス〇〇線下りの〇〇バス停がある。県道の歩道側には用水路があり、金属の蓋を挟んで、長さ〇メートルと長さ〇センチメートルのセメント板が北側には〇枚、南側には〇枚、蓋として設置されている。バスが停留するときに蓋の上を通るため、固められていたセメントが壊れて蓋が動くようになり、ガタンガタンと音がするとともに、震動が家に伝わってくる。現在もこのような状況が続いている。

以前は県の土木事務所に相談し、数年前に担当が市に移った後は、〇〇土木センターに相談し、何度か修理をしてもらった。しかし、数か月もすると蓋は動くようになり、〇〇土木センターに連絡しても修理されなかった。そのため、平成28年3月〇日、市役所の51番窓口で状況を伝えたが、未だに修理はされていない。

現在も、音や震動に困っているため、市には早急に修理してほしい。その際には、現在のセメント板を補修しても、結局、数か月すればセメント板が動くようになり、同じことの繰り返しで抜本的解決にならないため、例えば〇～〇枚のセメント板を〇～〇枚の大きいセメント板に替えるなど、抜本的解決につながるような方法で修理してほしい。

### 【中止の理由】

申立人より苦情申立てが取り下げられたため。